

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

## D-530 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)(産科領域)の算定について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

### ○ 取扱い

産科領域における次の傷病名に対する D215「2」「ロ」(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められる。

- (1) 胞状奇胎(妊娠 5 週以降)
- (2) 羊水過多症疑い・羊水過少症疑い
- (3) 稽留流産(妊娠 5 週以降)(初診時(診断時))
- (4) 不妊症(初診時(診断時))
- (5) 卵巣機能不全(初診時(診断時))

### ○ 取扱いの根拠

産科領域における(1)から(5)の傷病名に対する超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)は、次のとおり臨床的有用性が高いと考えられる。

胞状奇胎は絨毛細胞が袋状に異常増殖して子宮内に充満するものであり、妊娠成立後に診断目的で子宮内の状態を把握する必要がある。

羊水過多症や羊水過少症が疑われる場合は、羊水量を評価するために実施する。

稽留流産は、種々の原因により胎児の心拍が確認できなくなり、自然に胎児の成長が停止し子宮内にとどまっている状態であり、出血や腹痛等の自覚症状がないため、超音波検査により診断される。

不妊症や卵巣機能不全の初診時(診断時)は、その原因となる子宮の大きさや子宮の形態異常、卵巣の腫脹、排卵機能、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣や子宮の悪性腫瘍の有無を確認する必要がある。

以上のことから、産科領域における(1)から(5)の傷病名に対する D215「2」「ロ」(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定は、原則として認められると判断した。